

奈良県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 大阪枚岡奈良線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	備 考
7 0 2	奈良市三碓六丁目一〇九七番七先 から 奈良市三碓六丁目一二三五番一先 まで	

四 供用開始年月日

平成二十九年七月二十五日